

令和8年度 高知市広告掲載封筒に係る納付者募集要領

高知市広告掲載要綱（平成20年5月21日制定）に基づき、高知市の各課が共通して使用する封筒で広告を掲載したもの（以下「広告掲載封筒」という。）の納付者を、競争見積により決定するに当たり、必要な事項を定めるものです。

1 募集の内容

(1) 内容

広告掲載封筒を現物納付していただける方で、見積金額（高知市へ納付する金額）の最高価格を提示した方を納付者として決定します。

(2) 封筒

広告掲載封筒（角形2号・長形3号）

- ① 角形2号封筒 228,000枚
- ② 長形3号封筒 387,000枚

※ 上記は年間の見込枚数です。使用期間中にこれを超える枚数が必要となった場合は、追加で納付をお願いすることがあります。

(3) 用途

窓口封筒、公文書の発送、各種会議資料配付用等

（ただし、専用封筒を使用している課及び広告掲載封筒の使用が好ましくない課等の使用を除く。）

(4) 使用期間

令和8年7月1日から令和9年6月30日までの1年間とします。

(5) 仕様

- ① 封筒の材質 紙厚85g/m²以上
- ② 封筒の規格 角形2号封筒・長形3号封筒
- ③ 封筒の表面には、高知市役所の所在地、代表電話番号、ホームページアドレス、高知市紋章、「封前にあて先をお確かめください。」、「この封筒は雑がみとしてリサイクルすることができます。」の文言等を印刷することとし、そのデザイン・レイアウト等については高知市が別途指示します。

④ 広告の規格

掲載する面	広告枠のサイズ	枠数	色
角形2号封筒 裏面	縦250mm×横210mm（最大）	1～4枠	任意
長形3号封筒 裏面	縦110mm×横170mm（最大）	1～4枠	任意

※ 一色刷り。なお、封筒の色及び刷り色については、封筒作製の前に高知市の承認を受けてください。

※ 広告欄の左上部に広告と明示してください。

※ 広告欄の欄外に、次の文言を明記してください。

「※高知市が広告内容について推奨等するものではありません。

広告に関するお問い合わせは〇〇〇（納付決定者名及び電話番号）まで」

※ 封筒の使用期間を明記してください。（令和9年6月30日まで）

⑤ 広告の内容

広告の内容については、高知市広告掲載要綱、高知市広告掲載基準（平成24年3月8日制定）及びこの募集要領を遵守してください。

各封筒とも広告枠サイズの二分の一以上は、高知市内に本店、支店、営業所等を有する事業者の広告としてください。

販売期間等の期日の明示はできません。また、広告掲載封筒については、公営競技及び当せん金付証票法に基づく宝くじの広告は掲載できません。

次の広告については、各封筒とも広告枠サイズの四分の一以下とします。

- ・墓地、墓石、葬祭関係等の広告
- ・結婚相談所、交際紹介業、その他結婚産業関係等の広告

(6) 納入時期

年4回に分けて、高知市が指定する日に納入してください。納入枚数の目安は、次のとおりです。

なお、第1回目の納入期限は、令和8年6月18日（木）です。

【納入枚数の目安（参考）】

区分	1回目	2回目 (9月下旬)	3回目 (12月下旬)	4回目 (3月上旬)
角形2号封筒	113,000枚	38,500枚	42,500枚	34,000枚
長形3号封筒	185,000枚	74,000枚	72,000枚	56,000枚

(7) 納入場所

高知市が指定する場所

(8) 梱包

- 各封筒とも100枚単位で区分し、角形2号封筒にあっては500枚を1箱、長形3号封筒にあっては1,000枚を1箱に梱包したもので納入してください。
- 箱の側面に、品名・数量・使用期間を表示してください。

2 見積参加資格

競争見積に参加できる方は次に掲げる要件をすべて満たしている法人に限ります。

- 広告掲載封筒の現物納付及び見積金額の納付が可能な者
- 高知市広告掲載要綱、高知市広告掲載基準及びこの募集要領その他関係法令等を遵守できる者
- 国税及び地方税の滞納がない者

- (4) 営業年数（休業期間を除く。）が令和8年3月1日現在において2年以上ある者で、自社の広告のみを掲載しようとする者、又は、広告代理業務を営む法人で、令和8年3月1日現在において引続き2年以上当該業務に従事している者（当該業務を法人の目的としていることが登記事項証明書により確認できること。）であり、かつ、高知市物件等競争入札参加有資格者名簿に営業種目が広告で登録されていること又は広告入り公用封筒寄贈の高知市での実績（高知市又は他自治体での類似業務（印刷物の広告掲載業務）の実績を含む。）が平成21年度以降に延べ2年以上ある者
- (5) 高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号）第4条各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生手続中の者でないこと。
- (7) 高知市競争入札指名停止措置要綱（平成6年7月1日制定）に基づく指名停止期間中の者でないこと、その他納付者として市長が不適当であると認める者でないこと。

3 見積参加申込み

(1) 受付期間

令和8年2月3日（火）午後5時15分まで【必着】

(2) 提出方法

申込必要書類を郵送又は持参により、下記に提出してください。

なお、持参される場合の受付時間は、土曜・日曜・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）です。年末年始は令和7年12月27日から令和8年1月4日まで閉庁します。

【提出先】〒780-8571 高知市本町5丁目1番45号

高知市役所 財務部管財課 財産管理担当（本庁舎4階）

4 申込必要書類（注4）

- (1) 見積参加申込書（広告掲載封筒）（様式第1号）
- (2) 申請者の業務内容等（別紙様式）
- (3) 暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書（広告事業用）※両面印刷で提出
- (4) 会社概要（パンフレットでも可）
- (5) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（注1）
- (6) 国税、都道府県税及び市町村税に係る納税証明書（注1～3）

＜注意事項＞

注1 (5)及び(6)は、提出期限前3か月以内のもので、写しでも可とします。なお、高知市物件等競争入札参加有資格者名簿の登録者が申請する場合は、(3)、(5)及び(6)を省略することができます。

注2 (6)国税の税務署の証明書の種類は「その3」で、必要な税目は「法人税、消費税及び地方消費税、その他（源泉所得税）」です。

注3 (6)都道府県税及び市町村税は、滞納がないことの証明書又は直近2事業年度の納税証明書とし、

申請者の所在地発行のものとします。なお、高知市外の申請者で、高知市に支店、営業所等がある場合は、高知市の納税証明書も併せて提出してください。

注4 書類提出に要する費用は、申請者の負担とします。また、提出された書類は、返却しません。

5 見積参加資格の審査

見積参加申込み受付期間終了後、参加資格を審査し、広告掲載封筒見積参加（決定・不決定）通知書をお送りします。

また、参加決定者には見積書と見積提出についての詳しい内容についての書類をお送りします。

6 見積書の提出

(1) 見積書の提出期限

令和8年2月24日(火) 午後5時15分まで【必着】

(2) 提出方法

郵送（一般書留又は簡易書留に限る）又は持参により、下記に提出してください。

なお、持参される場合の受付時間は、土曜・日曜・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）です。

【提出先】〒780-8571 高知市本町5丁目1番45号

高知市役所 財務部管財課 財産管理担当（本庁舎4階）

7 納付者決定

指定期日までに提出された見積書のうち、最高金額の方に決定します。最高金額が2者以上の場合は、当該2者以上の業者で再度見積もりを徴収し決定します。

8 協定書の締結

納付決定者は、当該決定に係る通知を受けた後、高知市と協定書を締結していただきます。

本案件は電子契約が可能であるため、希望する場合は、見積書提出時に『別記様式「電子契約利用承諾書』を電子メールの方法により管財課（kc-050300@city.kochi.lg.jp）に提出すること。

（※『別記様式「電子契約利用承諾書』』：契約課ホームページ-お知らせ-電子契約サービスの導入について）

9 封筒納付までの流れ

参加申込受付 ⇒ 番査 ⇒ 見積参加可否決定通知 ⇒ 参加決定者に見積書送付 ⇒ 見積書提出 ⇒ 納付者決定 ⇒ 協定書締結 ⇒ 高知市が発行する納付書により見積額納付 ⇒ 封筒の規格等打合せ ⇒ 広告掲載内容承認申請・審査・承認通知 ⇒ 封筒の作製（納付決定者） ⇒ 封筒の納付（第1回目）

10 その他留意事項

(1) 広告掲載封筒の作製及び納付に関しては、高知市広告掲載要綱、高知市広告掲載基準、この募集要領その他関係法令等（以下「広告掲載要綱等」という。）の規定を遵守すること。

- (2) 納付決定者は、広告掲載封筒を作製する前に、広告掲載内容承認申請書（様式第3号）を高知市が指定する日までに提出すること。提出された広告内容については、審査後、広告掲載内容承認・不承認決定通知書により納付決定者に通知する。
- (3) 掲載する広告について、高知市が内容等に修正、削除等が必要と判断した場合は、納付決定者に修正削除等を求めることができる。
- (4) 納付決定者は、広告掲載内容の承認を受け印刷を行う前に、再度確認のために高知市に原稿を提出すること。
- (5) 納付決定者は、広告掲載封筒に関する一切の責任を負うものとし、第三者から、苦情の申立て、被害救済、損害賠償の請求等がなされた場合は、直ちに納付決定者の責任及び負担において、その解決のための対応を行わなければならない。
- (6) 広告掲載封筒に関し、何らかの問題が発生したときは、納付決定者は、直ちに高知市に通知し、納付決定者の負担により、速やかに当該封筒を回収し、代替する封筒を提供すること。
- (7) 納付決定者は、高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則第4条各号のいずれかに該当する者（以下「排除措置対象者」という。）の広告を掲載し、又は排除措置対象者を下請契約等の相手方としてはならない。
- (8) 納付決定者、納付決定者を通じて広告を掲載しようとする者又は納付決定者の下請契約等の相手方（以下「納付決定者等」という。）が排除措置対象者に該当する疑い、その他広告掲載封筒に関し広告掲載要綱等に違反する疑いが生じたときは、高知市が納付決定者に対し当該事実の確認ために必要な書類等の提出を求めることがある。
- (9) 納付決定者が、前号による書類等の提出を拒んだ場合は、広告掲載を認めない、又は広告掲載の承認を取り消すことがある。
- (10) 広告掲載封筒に関し、何らかの問題が発生したときは、高知市の判断によりその使用の全部又は一部中止することがある。この中止により、納付決定者等に損害が生じても、高知市はその責を負わない。
- (11) 納付決定者は、封筒に広告を掲載する者を募る場合は、その者に対し、高知市が広告を募集しているかのような誤解を与えてはならない。
- (12) 納付決定者は、広告掲載封筒に起因して高知市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

11 問い合わせ先

〒780-8571 高知市本町5丁目1番45号

高知市財務部 管財課 財産管理担当 （本庁舎4階） 担当：上村・山本

TEL 088-823-9413 / FAX 088-823-9568

E-mail kc-050300@city.kochi.lg.jp

令和 年 月 日

(見積参加申込者) 様

高知市長 桑名龍吾

広告掲載封筒見積参加（決定・不決定）通知書

令和 年 月 日付けで提出がありました広告掲載封筒見積参加申込書等に基づき、参加資格を審査した結果、下記のとおり決定しましたので、ここに通知します。

1 決定

2 不決定

[理由]

令和 年 月 日

高知市長 桑名龍吾様

住 所

法 人 名

代表者名

印

広告掲載内容承認申請書

広告入り公用封筒に掲載する広告内容等について承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 掲載する広告の原稿案（紙面による完成見本）

2 広告の掲載位置図

令和 年 月 日

(納付決定者) 様

高知市長 桑名龍吾

広告掲載内容承認・不承認決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました広告掲載封筒に掲載する広告内容等の承認申請について、審査の結果、下記のとおり決定しましたので、ここに通知します。

1 決定

2 不決定

[理由]